(目的)

第1条 この規程は、当社 () に設置する自動車検査用機械器具(以下 「検査機器」という。)の精度の維持に係る取扱い及び保守管理に関する実施細目を定め、検査 業務を適正かつ、円滑に処理することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 検査機器の精度維持に係る取扱い及び保守管理については、道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)及び関係通達並びに製作者が指示する方法によるほか、この規程によるものと する。

(検査機器)

- 第3条 この規程に定める検査機器は、次に掲げるものとする。
- (1) サイドスリップ・テスタ
- (2) ブレーキ・テスタ
- (3) 音量(騒音)計
- (4) 速度計試験機
- (5) 一酸化炭素測定器
- (6) 炭化水素測定器
- (7) 黒煙測定器 (オパシメータ)
- (8) 前照灯試験機
- (9) 検査用スキャンツール

(管理責任者)

- 第4条 検査機器の管理責任者は、自動車検査員()とする。
- 2 管理責任者は、前条に掲げる検査機器の自動車検査用機械器具台帳(第1号様式)を備え、所 定の事項について記録しなければならない。

なお、第3条第9号にあっては、自動車検査用機械器具台帳の特記事項の欄へドライババージョン及びファームウェアバージョンを記録するものとする。

- 3 管理責任者は、検査機器の予防保全及び精度の維持のために適切な措置を講じるものとする。 (検査機器の使用)
- **第5条** 検査機器を使用する場合は、管理責任者の許可を受け、別表に掲げる要領により使用しなければならない。
- 2 管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、検査機器の使用の中止又は許可をしないもの とする。
- (1) 検査機器の使用中に不具合箇所が生じたとき。
- (2) 点検の結果、検査機器に異常が認められたとき。
- (3) 検査機器の校正の際に、一般社団法人日本自動車機械工具協会から自動車検査用機械器具校正 結果通知書の交付を受けたとき。
- 3 管理責任者は、前項の場合は、検査機器の精度を回復するための適切な措置を講じるとともに、 自動車検査用機械器具整備記録簿(第2号様式)に、その概要を記載するものとする。
- **第6条** 管理責任者は、1日1回、検査機器の使用前において別表に掲げる要領により点検しなければならない。

(定期点検)

- 第7条 管理責任者は、3月ごとに別表に掲げる要領により検査機器の点検をしなければならない。
- 2 管理責任者は、前項の点検を行ったときは、その結果を、自動車検査用機械器具定期点検表(第 3号様式)に記載するものとする。

(校正結果等の記録)

第8条 管理責任者は、自動車検査用機械器具台帳に校正結果等について記載しなければならない。 (第3条第9号を除く。)

(帳票類の保存期間)

- 第9条 検査機器に関する帳票類の保存期間は、次のとおりとする。
- (1) 自動車検査用機械器具台帳 検査機器の使用開始日から廃棄処分までの期間
- (2) 自動車検査用機械器具整備記録簿 検査機器の使用開始日から廃棄処分までの期間
- (3) 自動車検査用機械器具定期点検表 記載の日から1年間

附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。